

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和 60 年度以後取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和 59 年度以前取得分については「再調達原価」にて評価計上しています。ただし、昭和 60 年度以後取得分について「取得原価」が不明な場合は「再調達原価」とし、昭和 59 年度以前の取得分について「取得原価」が把握できる場合は「取得原価」とし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。また、物品は、「平成 27 年 1 月公表総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、取得価額が 50 万円以上の場合に計上しています。

再調達原価とは時価のこと。現在取得単価が把握できる場合はその単価を採用し、不明な場合は総務省の統一的な基準によるマニュアルの建物再調達価格基準建築単価表を採用しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

取得原価により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に従い、また、一部は実態に基づく耐用年数、リースは「リース取引に関する会計基準」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

イ. 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

ウ. 退職手当引当金

健全化法 4⑤A 表の将来負担額を計上しています。

なお負担金は職員給与費から補助金等（移転費用）へ振替処理を行っています。

(5) リース取引の処理方法

企業会計の考え方及び手法（「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号））を参考に処理しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額を相殺消去した金額で表示しています。

イ. 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ウ. 法適用化企業へ移行取組中の特別会計

下水道事業特別会計は現在、法適用化企業移行への取組を行っています。

そのため、取組完了後に合算を行います。

エ. 関連団体の連結

連結会計の対象となっている関連団体は、各団体で統一基準に準拠した財務書類を作成次第、随時連結を行っていきます。